

緊急事態宣言後の対応について

資料 1－2

【1 緊急事態措置】

	措置	内容	根拠
1	外出・移動の自粛要請	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクを伴う飲食の自粛（昼夜を問わず、自宅・外食を問わず） ・不要不急の外出自粛（昼夜を問わず、特に20時以降） ・県をまたぐ不要不急の移動自粛（特に緊急事態措置を実施すべき区域の都道府県） 	法第45条第1項
2	飲食店に対する時短要請 (1月16日から拡大)	<ul style="list-style-type: none"> ・1月16日から対象を「酒類を伴う飲食店」から「飲食店」に拡大 【対象】飲食店（酒類の提供しているか否か問わない） 【要件】20時までの営業時間短縮、かつ酒類の提供は11時から19時まで 【協力金】1月16日からは6万円／日 ・要請に正当な理由なく応じない店舗に対する指示、公表の実施 ・市町村、消防、業界団体と連携した啓発や周知徹底 ・必要に応じ、立ち入り調査の実施（トラブル防止を目的とした警察との連携） 	法第24条第9項 (法第45条第2項～第4項)
3	イベント等の開催制限 (1月16日から)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内、屋外ともに5,000人以下 ・上記に加え、屋内は収容定員の50%以内、屋外は人ととの距離を十分に確保 ・20時までの営業時間短縮（※法に基づかない行政指導） 	法第24条第9項

【2 緊急事態措置以外の措置(基本的対処方針に基づくもの)】

	措置	内容	根拠
4	その他の業種に対する時短の働きかけ (1月16日から)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設 (学校、保育所、生活必需物資の物品販売業や生活必需サービスを営む店舗等を除く) ※対象施設は別紙のとおり ・内容：営業時間は20時まで 酒類の提供は11時から19時まで 	行政指導
5	出勤者の7割減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤者7割減に向けた取組み（テレワーク、ローテーション勤務の推進等） ・20時以降の勤務抑制に向けた取組み ・人との接触低減に向けた取組み（時差出勤、自転車通勤の推進等） ・職場における感染防止対策の徹底 	行政指導
6	学校における感染防止対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎふコロナガードによる、感染防止対策の徹底した実施状況確認 ・高校における、オンライン授業の活用、時差登校の実施検討 ・大学等における、感染防止と学習機会の確保の両立に向けた適切な対応の要請 ・授業や部活動における感染リスクの高い活動の徹底回避 ・他校との合同練習や練習試合の回避 ・寮内の感染防止対策の徹底・強化、及び学校長期休業時における寮閉鎖の検討 	行政指導

【3 県独自に取組む措置】

	措置	内容	根拠
7	県有施設の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「イベント等の開催制限」の対象となる県施設について、同様の時短を実施 ・期間中の新規予約停止 ・既予約分についても20時以降の使用自粛を要請 	行政指導

緊急事態措置以外の対応

別紙

<施設利用関係>

施設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	<ul style="list-style-type: none">・ 20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供・ 人数上限5,000人かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※特措法に基づく時短要請の対象施設は除く	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。）	
物品販売業を営む店舗(1000平米超)（生活必需物資を除く。）	<ul style="list-style-type: none">・ 20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
サービス業を営む店舗(1000平米超)（生活必需サービスを除く。）	